

平成 22 年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成 22 年 2 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

地方交付税の 1.1 兆円増額

- 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで 1.1 兆円増額

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

公債費負担の軽減

- 平成 22 年度から3年間で、1.1 兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を 2,400 億円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

- 地方交付税 16.9 兆円(前年度比 +1.1 兆円)

- ・ 法定率分等 7.5 兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 8.4 兆円
- ・ 別枠加算 1.0 兆円

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

- 実質的な地方交付税 24.6 兆円(前年度比 +3.6 兆円)

- ・ 臨時財政対策債 7.7 兆円(" +2.6 兆円)
- ※ 実質的な地方交付税 24.6 兆円は過去最高(今までは⑮23.9 兆円が最高)

- 一般財源 59.4 兆円(前年度比 +0.3 兆円)

- ※ 一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比+1.0 兆円
- ・ 地方税 32.5 兆円(" △3.7 兆円)
- ・ 実質的な地方交付税 24.6 兆円(" +3.6 兆円)
- ・ その他 2.3 兆円(" +0.4 兆円)

- 地方一般歳出 66.3 兆円(前年度比 +0.1 兆円)

- ※ 地方一般歳出の増は3年連続
- ※ 地域活性化・雇用等臨時特別費の創設(1.0 兆円)
- ※ 人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4 兆円)等の歳出の見直しを行つた上で、対前年度増額を実現

地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減 額(c)	増減 率(c)/(B)
(歳入)					
地方譲与交付税	325,096	361,860	△ 36,764	△ 10.2	
地方特例交付税金	19,171	14,618	4,553	31.1	
地方庫支付出税金	3,832	4,620	△ 788	△ 17.1	
国庫支付出税金	168,935	158,202	10,733	6.8	
地方債償料	115,663	103,016	12,647	12.3	
使用材料及び手数料	134,939	118,329	16,610	14.0	
雑収入	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2	
計	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4	
一般財源	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5	
実質的な地方交付税	594,103	590,786	3,317	0.6	
税	246,004	209,688	36,316	17.3	
(歳出)					
給与関係経費	216,864	221,271	△ 4,407	△ 2.0	
退職手当以外当	194,064	197,652	△ 3,588	△ 1.8	
退職職手当	22,800	23,619	△ 819	△ 3.5	
一般行政経費	294,331	272,608	21,723	8.0	
補助費	144,313	122,887	21,426	17.4	
補助費	138,285	138,285	0	0.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,733	11,436	297	2.6	
地方再生対策費	4,000	4,000	0	0.0	
地域雇用創出推進費	—	5,000	△ 5,000	皆減	
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	—	9,850	皆増	
公債償修費	134,025	132,955	1,070	0.8	
維持補修費	9,663	9,678	△ 15	△ 0.2	
投資的経費	119,074	140,617	△ 21,543	△ 15.3	
直轄補助	50,391	59,809	△ 9,418	△ 15.7	
単独助	68,683	80,808	△ 12,125	△ 15.0	
営企業繰出金	26,961	26,628	333	1.3	
企業債償還費普通会計負担分	17,454	17,616	△ 162	△ 0.9	
その他	9,507	9,012	495	5.5	
不交付団体水準超経費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2	
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5	
地方一般歳出	663,289	662,186	1,103	0.2	

主な地方財政指標

一般財源総額

59. 4兆円 (平^⑳≒59.1兆円、+0.6%)

(注) この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

63. 0%程度 (平^⑳≒65. 3%)

(注) この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

16. 4%程度 (平^⑳≒14. 3%)
[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高 (平^㉑末見込み)

200兆円程度 (平^㉑末見込み≒198兆円)

交付税特別会計借入金残高 (平^㉑末見込み)

33. 6兆円程度 (平^㉑末見込み≒33. 6兆円)

子ども手当の創設等

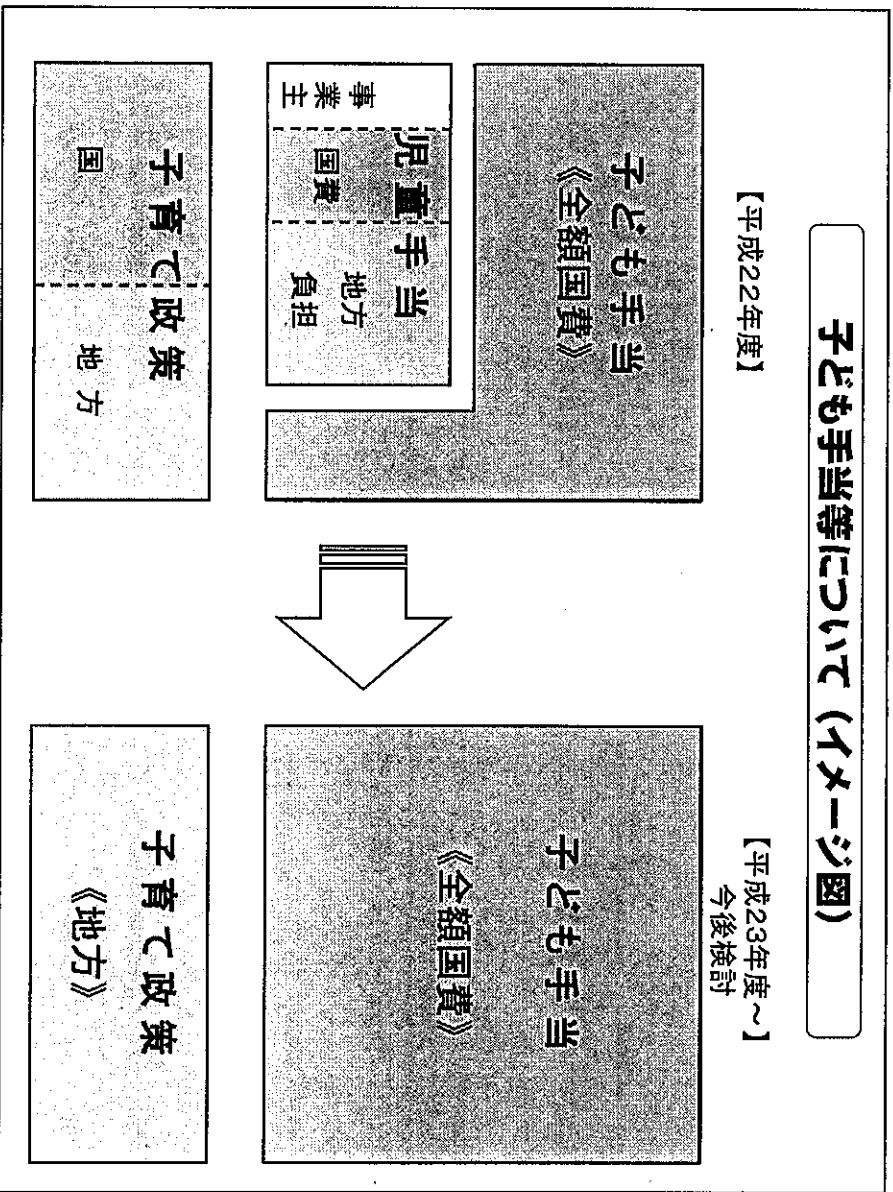
費用負担のあり方等の検討

- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成 22 年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成 22 年度分の子ども手当に関する暫定措置

- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額 13,000 円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

子ども手当等について（イメージ図）

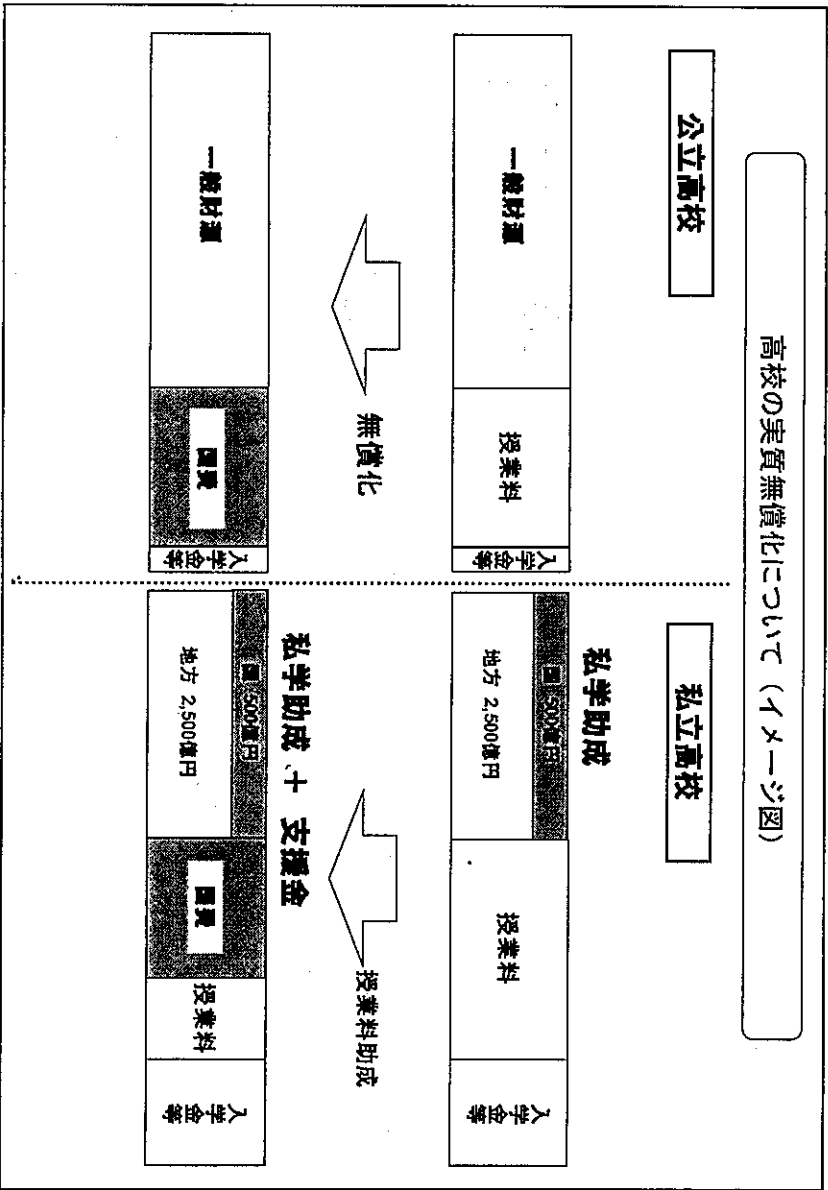


※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成 22 年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。
 - ・年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)
 - ・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円(1.5倍)



平成22年度予算のポイント

平成22年度 一般会計予算フレーム

「いのちを守る予算」3つの変革

- コンクリートから人へ
- 政治主導の徹底
- 予算編成プロセスの透明化

(単位：億円)

	21年度予算	22年度予算	21'→22'	備 考
(歳入)				
税 収	461,030	373,960	△87,070	○自動車重量税にかかる改正減収△1,660億円。
そ の 他 収 入	91,510	106,002	14,492	○財政投融资特別会計からの受入れ(47,752億円)、外国為替資金特別会計からの受入れ(28,507億円)等を含む。 (参考) 外国為替資金特別会計については、平成21年度の剰余金(25,007億円)を金額一般会計に繰り入れるほか、平成22年度に剰余金として見込まれる金額から3,500億円を一般会計に繰り入れることとしている。
公 債 金	332,940	443,030	110,090	○公債依存度 48.0% (21年度 37.6%)
┌ 4条公債	75,790	63,530	△12,260	
└ 特例公債	257,150	379,500	122,350	
計	885,480	922,992	37,512	
(歳出)				
国 債 費	202,437	206,491	4,053	
地 方 交 付 税 等	165,733	174,777	9,044	○子ども手当及び児童手当特例交付金2,337億円を含む。
一 般 歳 出	517,310	534,542	17,233	
うち社会保障関係費	248,344	272,686	24,342	
うち経済危機対応・地域活性化予備費	—	10,000	10,000	経済危機対応・地域活性化予備費(1兆円)を新設し、非特定議決国庫債務負担行為限度額(1兆円)の設定とあわせ、2兆円の景気対策。
決算調整資金繰戻	—	7,182	7,182	
計	885,480	922,992	37,512	

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

主要経費の分類による予算の変化「コンクリートから人へ」

(単位: 億円)

主 要 経 費	21年度	22年度	増減額 (対前年度)	伸率 (対前年度)
社 会 保 障 関 係 費	248,344	272,686	24,342	9.8%
文 教 及 び 科 学 振 興 費	53,104	55,860	2,756	5.2%
恩 給 関 係 費	7,872	7,144	▲729	▲9.3%
防 衛 関 係 費	47,741	47,903	162	0.3%
公 共 事 業 関 係 費	70,701	57,731	▲12,970	▲18.3%
経 済 協 力 費	6,295	5,822	▲474	▲7.5%
[参考] ODA国費 (ODA事業量(グロス))	6,722 (18,770)	6,187 (19,100)	▲534 (330)	▲7.9% (2%程度)
中 小 企 業 対 策 費	1,890	1,911	21	1.1%
エ ネ ル ギ 一 対 策 費	8,562	8,420	▲142	▲1.7%
食 料 安 定 供 給 関 係 費	8,659	11,599	2,940	33.9%
そ の 他	50,642	51,968	1,327	2.6%
小 計	503,810	521,042	17,233	3.4%
地 方 交 付 税 交 付 金 等	165,733	174,777	9,044	5.5%

(注1) 精査の結果、計数の変更がありうる。

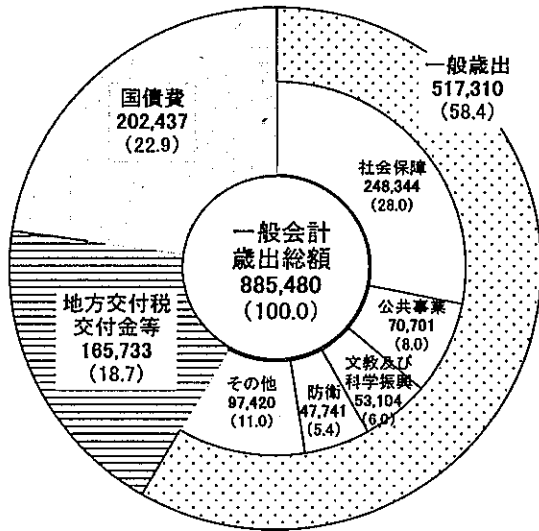
(注2) 歳出のうち、国債費、予備費、決算不足補てん繰戻を除いている。

平成22年度 一般会計歳出の構成

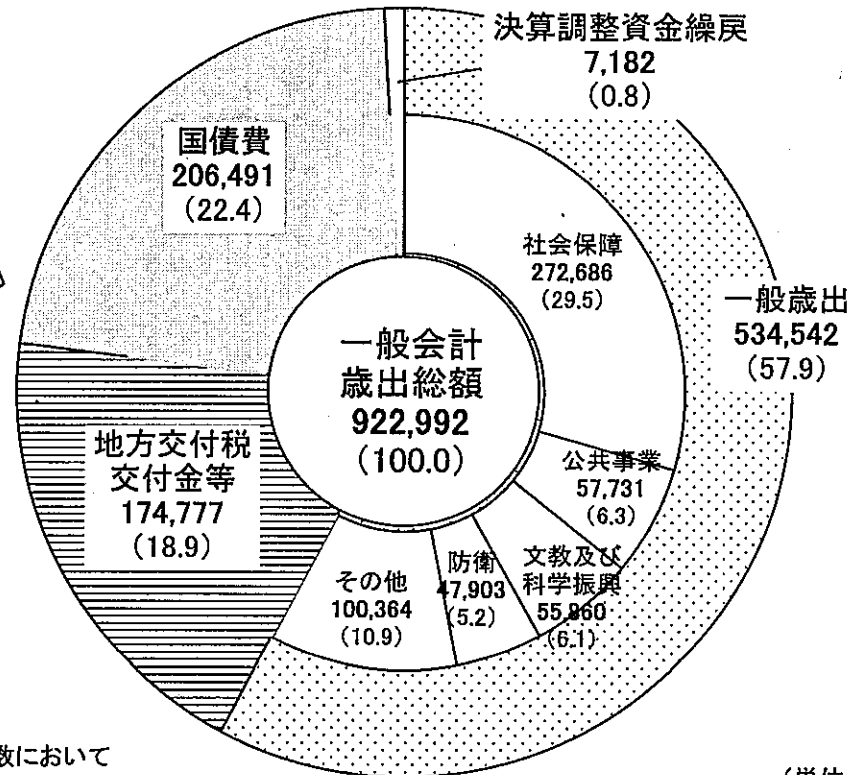
【21年度当初予算 → 22年度予算】

- 歳出総額: 88.5(100%) → 92.3(100%)
 - 一般歳出: 51.7(58.4%) → 53.5(57.9%)
 - 国債費: 20.2(22.9%) → 20.6(22.4%)
 - 社会保障関係費: 24.8(28.0%) → 27.3(29.5%)
 - 地方交付税交付金等: 16.6(18.7%) → 17.5(18.9%)
 - 公共事業関係費: 7.1(8.0%) → 5.8(6.3%)
 - 文教及び科学振興費: 5.3(6.0%) → 5.6(6.1%)
 - 防衛関係費: 4.8(5.4%) → 4.8(5.2%)
- (単位:兆円)

21年度当初



22年度



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位: 億円、%)

マニフェスト工程表の主要事項について

項目	概要
子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供一人当たり月額13,000円 ○ 所得制限は設けない ○ 地方・事業主については、平成22年度は、児童手当法に基づき、その範囲内で費用を負担。残額は国負担。
高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立高校生のある世帯に対しては授業料を不徴収。 ○ 私立高校生のある世帯へは公立高校の授業料相当額(年額約12万円)を助成(低所得世帯へは上乗せ⇒年収250万円未満:約12万円増、年収250~350万円未満:約6万円増)。 ○ 公立高校に係る今回の措置に伴い追加的に必要となる費用は国が負担。
年金記録問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者名簿等の紙台帳について、電子画像データ検索システムを活用してコンピュータ記録との突合を開始。 ○ 年金加入者がインターネットで即時に自身の年金記録を閲覧できる仕組みを充実。
医師不足解消などの段階的实施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬本体を10年ぶりの大幅プラス改定。 ○ 医師不足の深刻な急性期入院医療に4,000億円程度の医療費増額(薬価改定が財源)。 ○ 配分見直しにより救急・産科・小児・外科に重点。
農業の戸別所得補償	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別所得補償制度モデル事業の定額部分の補償交付金単価については1.5万円/10aとし、併せて変動部分を措置。 ○ 水田利活用自給力向上事業については、各地域における激変緩和に留意しつつ実施
暫定税率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料課税について、現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、税率水準を維持。 ○ 国民の生活を守る観点から、石油価格の異常高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講ずる。 ○ 自動車重量税については、現行の10年間の暫定税率は廃止するが、暫定上乗せ分の国分の半分程度に相当する規模の税負担を軽減するような税率を設定。
高速道路の無料化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割引率の順次拡大や統一料金制度の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。 ○ 初年度の社会実験は、路線を限定し、鉄道などの他の交通機関や渋滞の懸念に対してきめ細かく配慮したものとする。
雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険の適用範囲を「6か月以上雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に緩和。 ○ 失業等給付に係る国庫負担については、平成21年度第2次補正予算で3,500億円を積増し。

マニフェスト工程表の主要事項(子ども手当)

◆ 子ども手当

総給付費:22,554億円

(特例交付金、事務費を含め、国負担は一般会計ベースで17,465億円)

- 次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校卒業までの子ども1人当たり年額15万6千円(月額1万3千円)の「子ども手当」を支給。
- 所得制限を設けない。

(注) 事務費は166億円、子ども手当及び児童手当特例交付金は2,337億円

マニフェスト工程表の主要事項(高校の実質無償化)

◆ 高校の実質無償化

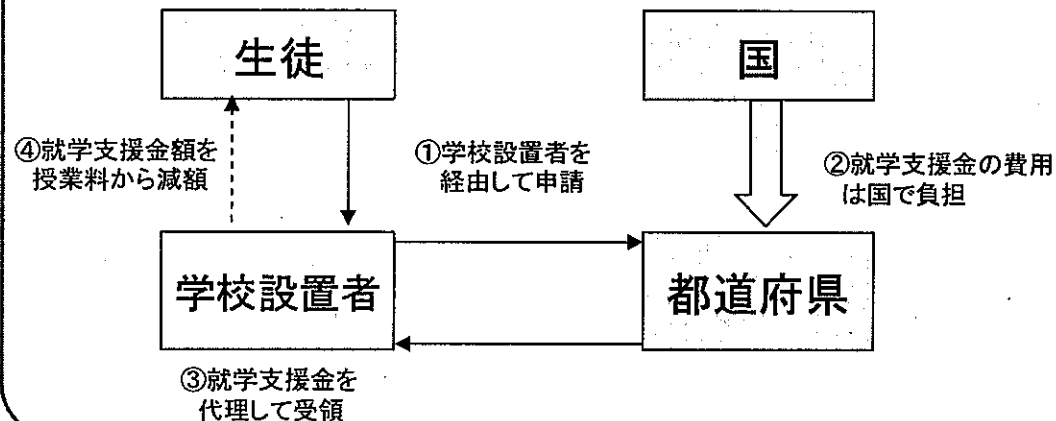
22年度予算額 3,933億円

概要

- 公立高校生のある世帯に対しては、授業料(年額約12万円)を不徴収
- 私立高校生のある世帯に対しては、国が就学支援金(※)を支給

※ 年額約12万円を上限。但し、低所得世帯に対しては、年収250万円未満の世帯に約12万円、年収250～350万円未満の世帯に約6万円の上乗せ助成を行う。

就学支援金の仕組み



対象校

- 高等学校(全日制、定時制、通信制)
- 中等教育学校(後期課程)
- 特別支援学校(高等部)
- 高等専門学校(1～3年生)
- 専修学校・各種学校等のうち高等学校に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定するもの

マニフェスト工程表の主要事項(農業の戸別所得補償)

◆ 農業の戸別所得補償モデル対策【22年度予算額: 5,618億円】

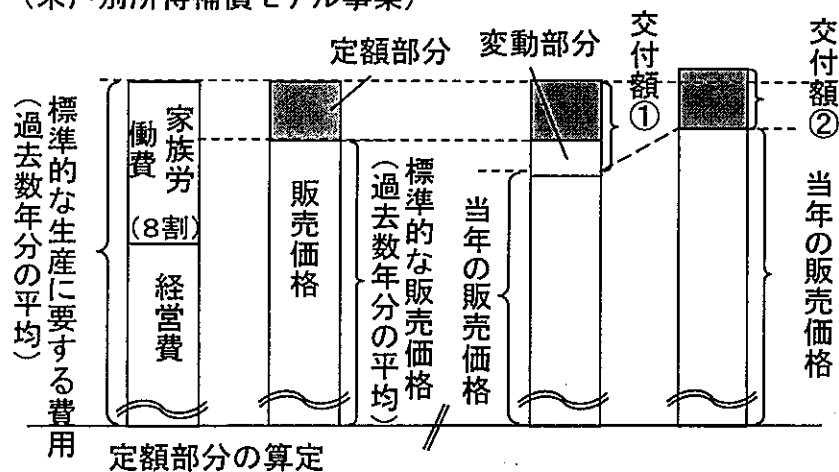
(米戸別所得補償モデル事業)【22予算額: 3,371億円】

- わが国の食料の安定供給体制を維持・構築するため、米の「生産数量目標」に即した生産を行う販売農家に対し、
 - ・定額部分: 1.5万円/10a(過去数年平均での標準的な生産コストと標準的な販売価格との差額)
 - ・変動部分: 当年の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合の差額を支給。

(水田利活用自給力向上事業)【22予算額: 2,167億円】

- 水田の有効活用等を図るため、水田で麦・大豆、米粉用・飼料用米等を生産する販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保するよう、主食用米との差額相当分を支給。(交付単価が減少する地域に対しては激変緩和措置を併せて実施。)

(米戸別所得補償モデル事業)



(水田利活用自給力向上事業)

作物	交付単価 (10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他の作物: 地域で単価設定可能	10,000円

他に、二毛作助成(15,000円/10a)を実施。

マニフェスト工程表の主要事項(その他)

◆ 年金記録問題への集中対応【900億円】

平成22・23年度の2年間で年金記録問題の解決に集中的に取り組むため、紙台帳とコンピュータ記録との突合せを開始するほか、年金通帳(インターネット版)の導入、年金受給者へ標準報酬月額の情報を含む年金記録のお知らせ等を実施する。

◆ 医師不足解消などの段階的实施

- 診療報酬本体を10年ぶりの大幅プラス改定。
- 医師不足の深刻な急性期入院医療に4,000億円程度の医療費増額(薬価改定が財源)。
- 配分見直しにより救急・産科・小児・外科に重点。

◆ 高速道路の無料化(段階的实施)【1,000億円】

- ・割引率の順次拡大や統一料金制度の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。
- ・初年度の社会実験は、路線を限定し、鉄道などの他の交通機関や渋滞の懸念に対してきめ細かく配慮したものとし、国費1,000億円を措置。(具体的実施内容の詳細は、今後、検討)

◆ 雇用対策【170億円】

- 雇用保険の適用範囲を「6か月以上雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に緩和する。
 - 失業後1年の間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする。
- (注)雇用保険制度の安定的運営の確保の観点から、21年度第2次補正予算において、一般会計から労働保険特別会計へ3,500億円を繰入れ